

2027年度からのしずおか地域クラブ活動 ～②しずおか地域クラブ活動の統括団体・運営団体の募集～

1 しずおか地域クラブ活動を支える団体を募集します

- ・ 静岡市では、中学生が将来にわたりスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を確保するため、2027年9月から「しずおか地域クラブ活動」を本格的に実施します。
- ・ その活動を支える「地域指定種目クラブを設置・運営する統括団体」及び「個別認定クラブの運営団体」を募集します。

【用語の定義】

- ・ しずおか地域クラブ活動：部活動に代わる静岡市の地域クラブ活動の制度名。
- ・ 地域クラブ（地域指定種目クラブ・個別認定クラブ）：
エリアや中学校などに設置される種目ごと（サッカー、野球など）の個別のクラブ。

【例】〇〇エリアサッカー地域クラブ、〇〇中野球地域クラブ

2 しずおか地域クラブ活動の全体像

- ・ 部活動から「しずおか地域クラブ活動」への転換後も、中学生が部活動と同様の種目に組み込むことができ、さらに部活動になかった種目も選択できるようにします。このため、しずおか地域クラブ活動に「地域指定種目クラブ」と「個別認定クラブ」の2種類を設けます。（別紙1参照）

3 募集する団体の概要

- ・ 静岡市が、2027年9月から本格的に実施する「しずおか地域クラブ活動」について、次の2種類の団体を募集します。

募集する団体	①地域指定種目クラブを設置・運営する統括団体	②個別認定クラブの運営団体
役割	統括団体は、市が指定した種目の地域クラブ（地域指定種目クラブ）を自らが担うブロックの各エリアに設置・運営します。（別紙2参照）	運営団体は、中学生の多様な活動機会を提供する個別認定クラブの運営をします。
運営対象エリア	別紙2中、複数のエリアをまとめた、AからFのブロックのいずれか1つ以上（2つ運営することも可）を運営します。	市内（エリアは特に定めない）。
種目	【必須指定種目】 ・ 次の11種目を各エリアに設置。 サッカー／バスケットボール	必須指定種目以外の活動。 例：ボウリング、スケートボード、合唱、演劇、囲碁、将棋、太鼓、

	バレーボール／ダンス／バドミントン 陸上／野球／ソフトテニス／卓球 総合スポーツ／吹奏楽 【選択指定種目】 ・次の種目のうち、1種目以上を各エリアに設置。 剣道／柔道／ハンドボール フットサル／空手／硬式テニス ソフトボール／新体操 ドッジボール／体操／ラグビー	神楽など
活動日数・時間	・原則として、週当たり3日(平日2日、土日1日)とします。 ・平日1日当たり2時間、土日1日当たり3時間、週当たり最大7時間を目安とします。	・週当たり5日以内(平日4日以内、土日1日以内)とします。 ・平日1日当たり2時間、土日1日当たり3時間、週当たり最大11時間を目安とします。

4 募集期間・応募方法

「地域指定種目クラブを設置・運営する統括団体」・「個別認定クラブの運営団体」共通

(1) 募集期間

補助制度公表後(2026年9月第2週目途)～2026年10月9日(金)

(2) 応募方法

静岡市ホームページに掲載する電子申請システムにより応募を受け付ける。

(3) 審査方法

ア 地域指定種目クラブを設置・運営する統括団体

応募者の企画提案書の内容について、静岡市が「(仮称)統括団体審査委員会」を設置し、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、統括団体を選定します。

イ 個別認定クラブの運営団体

電子申請システムにより提出された内容を基に、必要に応じて質問や確認等を行い、「(仮称)個別認定クラブ判定会」で審査し、運営団体を認定します。

5 その他

募集に係る詳細については、別添資料をご覧ください。

担当：総合政策局 総合政策課(054-221-1612)

《募集に係る詳細》

1 しずおか地域クラブ活動の運営詳細

(1) 地域指定種目クラブを設置・運営する統括団体

地域指定種目クラブは、複数の指定種目を統括して運営する団体（統括団体）と市が協定を結ぶことにより設置します。

ア 地域指定種目クラブ

①必須指定種目

- ・2027年度は、どの地域においてもできる限り提供したい次の11種目（下記【補足】参照）を「必須指定種目」とし、当該種目のクラブを各エリア（※）に設置します。指定種目は、3年を目途に見直します。

※エリア：近隣の2～3中学校区で構成する活動範囲。詳細は別紙2参照。

①サッカー ②バスケットボール ③バレーボール ④ダンス ⑤バドミントン
⑥陸上 ⑦野球 ⑧ソフトテニス ⑨卓球 ⑩総合スポーツ（※） ⑪吹奏楽

※総合スポーツ：特定の種目だけではなく、複数のスポーツ種目に取り組むもの。

【補足】指定種目に関する変更点

- ・2026年3月25日の市長定例記者会見では、指定種目を「スポーツ」と「文化芸術」に分け、「文化芸術」の指定種目を①吹奏楽と②美術とすると説明しました。
- ・しかし、美術部の活動実態として、生徒一人ひとりが自らテーマや表現方法を考え、それぞれ異なる作品の制作に取り組むなど、美術部としての活動内容や進め方が、部によって異なることがわかりました。
- ・そのため、地域指定種目クラブとして一律に設置するのではなく、個別認定クラブとして認定することで、中学生の多様なニーズに対応できる方向に変更することとしました。
- ・個別認定クラブとして一定数のクラブ数が確保できるよう、市としても民間企業・団体等に働きかけます。

- ・地域指定種目クラブは、次の考え方にに基づき、どのように設置するかをエリアごとに検討します。

《地域指定種目クラブの設置の考え方》

- 種目ごとに地域クラブの最低成立人数（別紙2参照）を設定し、エリア内の各中学校の参加希望者数を合計してもこの人数に満たない場合は、原則として当該種目の地域クラブは設置しません。
- 試合形式の練習ができるなど、地域クラブの活動内容が充実したものになるよう、各種目の最低成立人数を2倍した人数を「設定人数の下限」として設定します。中学校ごとの参加希望者数がこの人数以上の場合は、中学校単位で地域クラブを設置します。
- ただし、参加希望者数が「設定人数の下限」に満たない中学校がエリア内にある場合は、そのエリア内の多くの中学校を拠点とする地域クラブに参加してもらいます。

○なお、上記の考え方を原則としますが、実際の地域クラブの設置に当たっては、2027年度は、現在の部活動の実態（エリア制部活動を実施しているなど）も踏まえて柔軟に対応します。

＜例：A中・B中で構成する「A・Bエリア」の場合＞

各地域指定種目クラブの参加希望者数（例）

	種目 (設定人数の下限)	サッカー (22人)	野球 (18人)	・・・
A・B エリア	A中	34人	10人	・・・
	B中	25人	21人	・・・

サッカー

- ・サッカーのチームの人数は11人（基本的なチームの人数）であるため、「設定人数の下限」はその2倍の22人です。
- ・参加希望者数は、A中が34人、B中が25人で、どちらも「設定人数の下限」を超えています。
- ・この場合はA中、B中別々に地域サッカークラブを設置することとなります。よって「A中サッカー地域クラブ」と「B中サッカー地域クラブ」の2クラブができます。

野球

- ・野球のチームの人数は9人（基本的なチームの人数）であるため、「設定人数の下限」はその2倍の18人です。
- ・参加希望者数は、A中が10人、B中が21人で、A中は「設定人数の下限」を下回っています。
- ・この場合はエリア単位で地域クラブを設置することとなりますので、「A・B野球地域クラブ」の1クラブができます。

②必須指定種目

- ・「必須指定種目」に加え、次の種目のうちから1種目以上を「選択指定種目」として選択し、当該種目のクラブを各エリアに設置します。
- ・どの種目を選択するかは、各エリアのニーズや学校施設の状況等を踏まえ、市と統括団体が協議して決定します。（設置人数の下限については、市と統括団体が個別に協議し決定予定）

剣道 柔道 ハンドボール フットサル 空手 硬式テニス ソフトボール
新体操 ドッジボール 体操 ラグビー

イ 活動場所

活動場所は、原則、運営する活動エリア内の市立中学校とし、詳細については、協定締結時に市と協議の上決定します。

ウ 参加者

- ・市内に居住する全ての中学生を対象とします。市立中学校以外の生徒も参加可能です。

- ・また、クラブの活動内容等により、参加者に小学生や高校生を含めるなど、クラブを設置する団体等が柔軟に設定することができます。

エ 活動日数・活動時間

- ・活動日数は、原則として、週当たり3日（平日2日、土日1日）とします。
- ・長期休業中（夏季休業（お盆休み）・冬季休業（年末年始））に一週間程度の休養期間を設定することとします。
- ・活動時間は、平日1日当たり2時間、土日1日当たり3時間、週当たり最大7時間を目安とします。学校施設を使用する場合の施設使用可能時間は以下のとおりです。

平日：16時15分から19時まで（準備や打合せ、片付けを含む。）

土曜日、日曜日及び国民の祝日：8時から18時まで

オ 地域指定種目クラブにおける保護者負担金

- ・地域指定種目クラブの保護者負担金は、参加生徒一人当たり月4,000円を上限とし、その範囲内で市と統括団体が協議して、種目ごと決定します。クラブの維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な金額とします。
- ・その際、同じ種目であるにもかかわらず、統括団体が異なるために保護者負担金に大きな差が出ることがないように、市と各統括団体との間で協議します。
- ・毎月の保護者負担金とは別に、必要に応じて、臨時的に必要な経費（例；試合の遠征費など）を徴収することは可能とします。ただし、その執行状況については年度ごと市に報告し、市が適切な内容であるかどうかを確認します。

カ 実施期間

実施期間は、協定締結の日から2028年3月31日までとします。

ただし、協定は市と統括団体が協議の上、更新することができるものとし、更新は当初の協定期間を含めて通算3か年度を上限とします。

（2）個別認定クラブの運営団体

ア 個別認定クラブ

別紙1で示した各エリアに限定するものではなく、民間企業・団体等が任意で設置するクラブで、「しずおか地域クラブ活動」としての要件を満たしているとして市の認定を受けたものを「個別認定クラブ」とします。（設定人数の下限については、市と団体等が個別に協議し決定する予定）

（例：ボウリング、スケートボード、合唱、演劇、囲碁、将棋、太鼓、神楽など）

イ 活動場所

- ・学校施設だけでなく、公共のスポーツ・文化施設や民間事業者等有する施設を活用します。
- ・希望する場合は、静岡市立小・中学校の施設を使用することができます。
- ・ただし、別途統括団体が設置する指定種目クラブの使用を優先すること、学校の施設・設備の状況を確認した上で使用の可否を判断する必要があることなどから、希望に沿えない場合があります。

ウ 参加者

- ・市内に居住する全ての中学生を対象とします。市立中学校以外の中学生も参加可能です。
- ・クラブの活動内容等により、参加者に小学生や高校生を含めるなど、クラブを設置する団体等が柔軟に設定することができます。

エ 活動日数・活動時間

- ・活動日数は、週当たり5日以内（平日4日以内、土日1日以内）とします。
- ・長期休業中（夏季休業（お盆休み）・冬季休業（年末年始））に一週間程度の休養期間を設定してください。
- ・活動時間は、平日1日当たり2時間、土日1日当たり3時間、週当たり最大11時間を目安とします。
- ・学校施設を使用する場合の施設使用可能時間は以下のとおりです。

平日：16時15分から19時まで（準備や打合せ、片付けを含む。）

土曜日、日曜日及び国民の祝日：8時から18時まで

- ・学校施設を利用しない場合、活動の開始時刻は特に定めませんが、終了時刻は21時以前としてください。

オ 個別認定クラブにおける保護者負担金

- ・個別認定クラブの保護者負担金については、特に市が金額の上限や目安を設けることはしませんが、活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な金額とします。

カ 認定期間

- ・認定期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間とし、年度ごとの更新制とします。
- ・ただし、2027年9月から実施する個別認定クラブにおいては、例外的に、2026年度に認定された日から2028年3月31日までとします。
- ・更新については自動更新とし、活動の休止や認定の取消しを申し出る場合は、原則、前年度の更新時に申し出てください。

・次のいずれかに該当する場合には、認定を取り消します。

- ① 不正な手段等により認定を受けたとき
- ② 静岡市の指導助言等によっても、その改善を期待することができないとき
- ③ 運営団体から認定取消しの申出があったとき

2 認定要件等

(1) 地域指定種目クラブ・個別認定クラブ共通の基本的な認定要件

国のガイドラインにおいて、地域クラブ活動の認定要件として以下の7点が示されているため、これらを地域指定種目クラブ・個別認定クラブ共通の基本的な認定要件とします。

【認定要件と具体的な確認事項（抜粋）】

- ① 学校部活動が担ってきた教育的意義を継承・発展させた活動であり、生徒が身近な地域で希望する活動に主体的に参加できるようにすることで、豊かで幅広い活動機会の保障に寄与するものであること

<確認事項>

- 選抜等を行わず、参加を希望する生徒を広く受け入れること

- ② 適切な活動時間や休養日が設定されていること

<確認事項>

- 週2日以上休養日を設定し、活動時間は、平日は1日2時間程度以内、休日は1日3時間程度以内とし、週当たりの活動時間は11時間程度の範囲内とすること

- ③ 活動の維持・運営に必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動を持続的・安定的に運営していくために必要な範囲で、可能な限り低廉な参加費等が設定されていること

- ④ 適切な指導の実施体制が確保されていること

<確認事項>

- 市区町村等が定める研修を受講し、市区町村等に登録された指導人材が活動に携わること
- 事故や暴力・暴言・ハラスメント等の不適切行為を防止する観点から、原則として、複数の指導人材が携わること

- ⑤ 適切な安全確保の体制が確保されていること

<確認事項>

- 参加者及び指導人材が、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入していること

- ⑥ 適切な運営体制が確保されていること

<確認事項>

- 地域クラブ活動の実施主体等において、少なくとも、次の内容を含む規約等を作成・公表していること

- ・団体の目的 ・役員（代表、副代表、会計、監事）の選任・解任に関すること
- ・総会の運営など団体の意思決定に関すること ・会員の入退会、参加費等に関すること
- ・予算・決算の審議・承認に関すること

- 営利を主たる目的とせずに運営すること

⑦ 学校等との連携が適切に行われていること

<確認事項> ○生徒の活動状況や活動実績等について、生徒の在籍する中学校等と必要な情報を共有するとともに、情報を適切に管理すること

(2) 地域指定種目クラブを設置・運営する統括団体としての選定要件

○基本要件

応募者は、次の要件をすべて満たすものとします。

①法人その他の団体であること。ただし、法人格の有無は問わない。

②静岡市内に主たる事業所を有すること。

③おおむね1年以上継続した組織的な活動実績があること。

④4人以上の構成員（※）で組織していること。

※代表、副代表、会計及び監事を置き、それぞれ異なる者を選任している団体であること。

⑤複数の団体により構成される共同事業体の申請も可とする。この場合は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

ア 代表となる団体を定め、代表構成員として扱う。

イ 他の団体は、当該共同事業体のその他構成員として扱う。

ウ 別に単独で応募している団体は、他の共同事業体の構成員になることはできない。

エ 複数の共同事業体の構成員に、同時になることはできない。

オ 共同事業体を構成するすべての団体が、①～④までの条件を満たすこと。

カ 共同事業体の構成団体の変更は認めない。ただし、市が特に理由があると認める場合はこの限りではない。

○欠格事項

次のいずれかに該当する者は応募できない。

①市税その他公租公課を滞納している団体

②暴力団等の反社会的勢力と関係を有している団体

③法令順守上の問題を抱えている団体

④破産手続開始、民事再生手続開始、その他これらに類する手続中であり、事業を適正に実施することが困難と認められる団体

⑤その他、市長が統括団体として適当でないと認める団体

(3) 個別認定クラブの追加認定要件

- ・地域指定種目クラブ及び民間クラブ・教室との違いや、市が個別認定クラブとして認定する目的を明確にするため、「地域指定種目クラブで対応しにくいニーズを補足し、市内中学生の多様な活動機会の確保に寄与していること」を認定要件として加える。

- ・この認定要件に該当するかどうかを確認するための具体的な項目は以下のとおり。

【スポーツ】

「個人の技能習得のみを目的とするクラブ・教室」（例：ヨガ、ピラティス、筋力トレーニングなど）ではなく、かつ次のいずれかの項目に該当すること。

① 「必須指定種目」以外の種目である

≪認定例≫

ボウリング、スケートボード、弓道など

※「選択指定種目」（剣道、柔道、ハンドボール、フットサル、空手、硬式テニス、ソフトボール、新体操、ドッジボール、体操、ラグビー）は認定対象とする。

② 「必須指定種目クラブ」では対応しにくい特定のニーズに対応している

≪認定例≫

女子サッカー、女子野球、障害者向けスポーツ（車いすバスケット、ブラインドサッカー）など

【文化芸術】

「個人の技能習得のみを目的とするクラブ・教室」（例：個人ピアノ教室、学習塾など）ではなく、次の①、②に該当し、かつ③又は④のいずれかに該当すること。

① 必須指定種目（吹奏楽）以外の種目である**② 大会、発表会、競技会、地域行事等に参加し、成果を発表・披露する機会がある****③ 地域の伝統文化、伝統芸能、文化資源等の継承や普及に資する****④ 相互交流の機会がある（作品等の講評、合同制作、対局・対戦、研究会等）**

※②～④に該当するかどうかは、「（仮称）個別認定クラブ判定会」を設置し個別の申請内容を精査した上で判断する。

≪認定例≫ （凡例）○→該当 ×→非該当

種目	①	②	③	④	認定可否
合唱	○	○	×	○	可
演劇	○	○	×	○	可
書道	○	○	×	×	「個人の技能習得のみを目的とするクラブ・教室」に当たる場合は④が×になるため否
囲碁・将棋	○	○	×	○	可
競技かるた	○	○	×	○	可
茶道・華道	○	○	○	○	可
神楽	○	○	○	○	可
太鼓	○	○	○	○	可
そろばん	○	○	×	×	「個人の技能習得のみを目的とするクラブ・教室」に当たる場合は④が×になるため否

3 審査及び選定について

（１）統括団体

ア 選定方法

公募型プロポーザル方式

イ 審査方法

2027年9月から2028年3月までの活動に係る企画提案書の内容について、静岡市が審査委員会を設置し、書類審査及びプレゼンテーション審査を行い、統括団体を選定します。

ウ プレゼンテーション

2026年10月13日（火）～2026年10月16日（金）のうち市が指定する日時

エ 審査結果通知

2026年10月23日（金）までに通知します。

（2）個別認定クラブの運営団体

ア 審査方法

電子申請システムにより提出された内容を基に、必要に応じて質問や確認等を行い、「（仮称）個別認定クラブ判定会」で審査します。

イ 審査結果通知

2026年10月23日（金）までに通知します。

4 統括団体・運営団体への支援について

（1）補助制度について

- ・地域指定種目クラブの統括団体及び個別認定クラブの運営団体に対する補助制度を検討しています。制度の詳細については現在検討中であり、9月第2週を目途に公表します。

（2）参加者の保険加入

- ・しずおか地域クラブ活動の参加者については、地域指定種目クラブ・個別認定クラブともに静岡市が取りまとめて保険に加入し、その保険料は市が負担します。

（3）指導者への研修

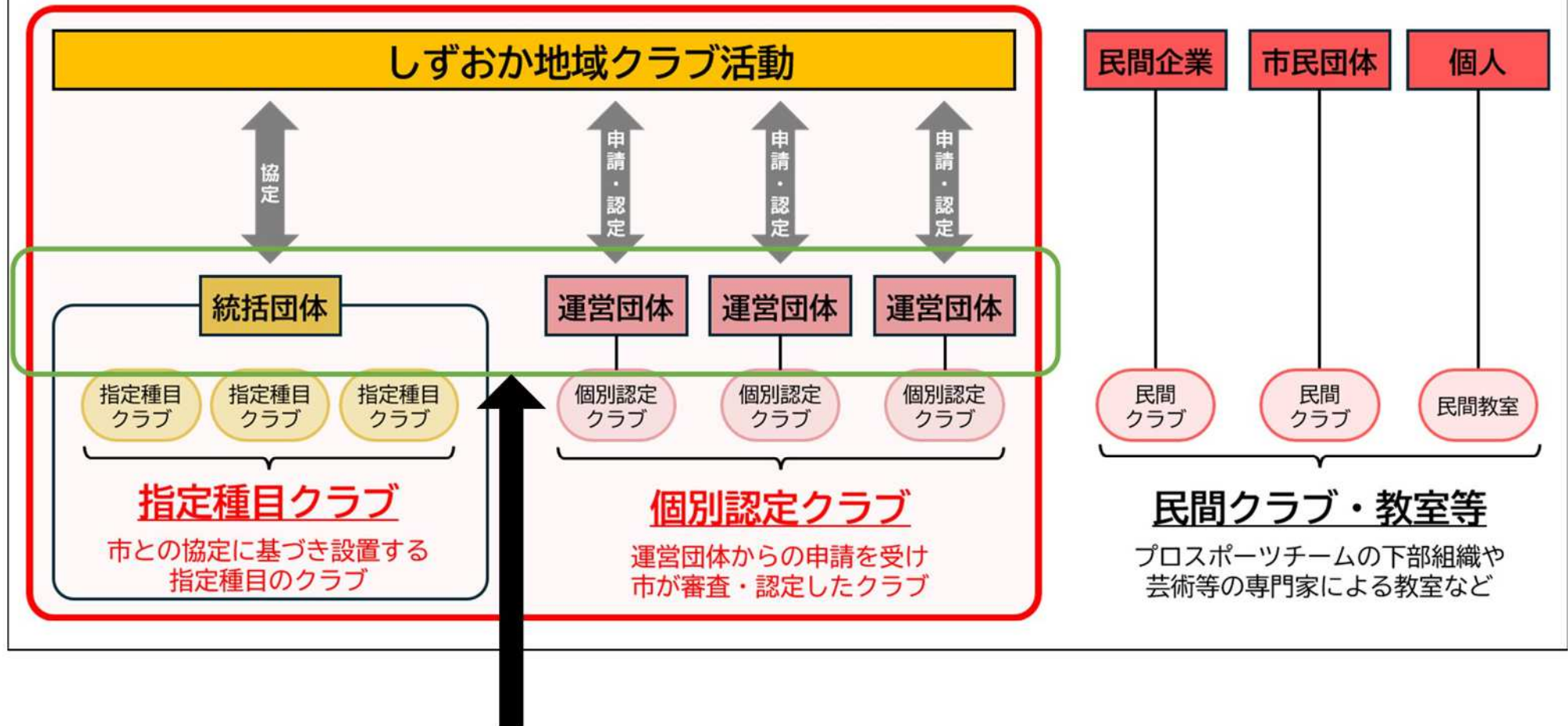
- ・指導者の質を担保するめ、地域クラブ活動に従事する予定の指導者に対し、中学生年代への接し方や活動中の事故防止、トラブル発生時の現場対応などに関する研修を実施します。
- ・研修の実施に当たっては、より多くの地域人材に指導者として参画していただけるよう、オンラインで研修を受講できる環境を整えます。

5 今後のスケジュール

2026年11月中	2027年度しずおか地域クラブ活動の詳細（統括団体名、活動場所、活動時間、保護者負担金など）公表
2027年1月～2月	4月から試行的に実施するしずおか地域クラブ活動の参加者募集
2027年4月	しずおか地域クラブ活動の一部試行的実施スタート
2027年5月～6月	9月から本格実施するしずおか地域クラブ活動の参加者募集
2027年9月	しずおか地域クラブ活動の本格実施スタート

しずおか地域クラブ活動の全体像

《しずおか地域クラブ活動の実施体制》



※今回募集するのは、上図の「指定種目クラブを設置・運営する統括団体」と「個別認定クラブの運営団体」です。
「民間クラブ・教室等」は、しずおか地域クラブ活動とは別に事業者等が独自に運営する活動であり、市の認定や補助の対象とはなりません。

エリアの区分け

	No.	中学校名	クラブ名(仮称)
葵区	1	城内中 東中	城内・東(種目名)地域クラブ
	2	安東中 観山中	安東・観山(種目名)地域クラブ
	3	西奈中 竜爪中	西奈・竜爪(種目名)地域クラブ
	4	美和中 賤機中	美和・賤機(種目名)地域クラブ
	5	籠上中 末広中	籠上・末広(種目名)地域クラブ
	6	安倍川中 服織中	安倍川・服織(種目名)地域クラブ
駿河区	7	大里中 中島中	大里・中島(種目名)地域クラブ
	8	長田西中 長田南中 城山中	長田西南・城山(種目名)地域クラブ
	9	南中 高松中	南・高松(種目名)地域クラブ
	10	豊田中 東豊田中	豊田・東豊田(種目名)地域クラブ
清水区	11	清水第一中 清水第二中	清水一・二(種目名)地域クラブ
	12	清水第三中 清水第四中 清水第五中	清水三・四・五(種目名)地域クラブ
	13	清水第七中 清水第八中	清水七・八(種目名)地域クラブ
	14	清水第六中 清水飯田中	清水六・飯田(種目名)地域クラブ
	15	清水袖師中 清水庵原中 清水興津中	清水袖師・庵原・興津(種目名)地域クラブ
	16	蒲原中 由比中	蒲原・由比(種目名)地域クラブ

静岡市立中学校位置図

中山間地の中学校7校(大河内、玉川、井川、藁科、大川、小島、両河内)における地域クラブ活動については、各学校単位で実施することとし、地域団体が主体となって運営できる仕組みづくりを進めています。



※左表の網掛けは範囲が広いエリア(自転車による中学校間の移動時間が15分以上)です。このについては活動場所を交互にするなど、中学生の移動負担を軽減するための対策を講じます。

地域指定種目クラブにおける設定人数の下限について

- ・地域指定種目クラブの参加者を募集した結果、想定より参加者が少なくなってしまうことが考えられます。特に団体種目においては、チーム編成や大会参加のための人数を満たさなくなる可能性があります。
- ・参加者人数によっては、試合や大会に参加できなくなったり、活動内容が制限されたりして、子どもたちが継続して充実した活動ができる環境ではなくなる恐れがあります。
- ・個人種目においても、活動の継続性や指導者の確保などの観点から一定程度の参加者数が必要だと考えられます。
- ・そのため、下表のとおり種目ごとに設定人数の下限の目安を設けます。
- ・ただし、部活動からしずおか地域クラブ活動への転換期に当たる2027年度に地域指定種目クラブに加入した中学1年生（現小学6年生）が、中学校を卒業するまで同じ活動を継続できるよう、2027年度に設置した地域指定種目クラブは2029年度まで維持することを基本とします。

《種目ごとの設定人数の下限の目安》

- 1 団体種目においては、各種目の基本的なチームの人数の2倍を基本とします。
- 2 個人種目及び吹奏楽クラブにおいては、①集団活動としての教育的価値の確保、②欠席者が出ても活動を継続できる、③公費投入に見合う運営規模の観点から、設定人数の下限を10人とします。
- 3 総合スポーツは、様々な種目に取組むことから、設定人数の下限を15人とします。

種目	設定人数の下限	理由	種目	設定人数の下限	理由
サッカー	22人	上記1の考え方による	野球	18人	上記1の考え方による
バスケットボール	10人	上記1の考え方による	ソフトテニス	10人	上記2の考え方による
バレーボール	12人	上記1の考え方による	卓球	10人	上記2の考え方による
ダンス	10人	上記2の考え方による	吹奏楽	10人	上記2の考え方による
バドミントン	10人	上記2の考え方による	総合スポーツ	15人	上記3の考え方による
陸上	10人	上記2の考え方による			